

## よくある質問について

### 書類全般

Q. 押印は必要ですか？

A. 本申請において押印いただく箇所は使用印鑑届欄のみです。入札書、契約書、請求書等は押印が必要となるため、それらに使用する印鑑について使用印鑑届等により届出をお願いしております。

Q. 日付は提出日で構いませんか？

A. 提出日を記入ください。

Q. 申請書提出後や4月に代表が変更する予定がありますが、申請書はどうすればよいですか？

A. 提出日以降で変更のある場合は入札参加資格審査申請の変更届（様式は任意 湖南市HPに参考様式あり）を提出してください。一旦基準日もしくは提出日の情報で申請ください。

Q. 一度書類のデータを送り、内容を確認いただくことは可能でしょうか？

A. 対応できません。

Q. 審査状況はどこで確認できますか？

A. 審査状況の掲載は行っておりません。

Q. 役務は継続申請を行いますが、物品は今回新規で申請を行います。受付（業者）番号は役務と同じ番号となりますか？

A. それぞれ別の番号となる場合があります。新規の場合はこちらで番号を付番しますので申請書等への記載は不要です。

Q. 随時申請・受付は行っていますか？次回の申請について教えてください。

A. 湖南市では入札参加資格審査申請の随時申請・受付は行っておりません。決められた期間での申請をお願いします。変更届は随時受付を行っております。次回の申請・受付は令和9年1月下旬から2月上旬頃を予定しており、令和9年4月から令和11年3月末までの2年間を有効期間とした申請となります。希望登録業種等の変更したい場合は次回申請において申請ください。ただし、希望登録業種等の抹消は変更届で可とします。

Q. 申請関係書類はワードやエクセルでデータがアップされているが、すべて手書きでなく打ち込んで印刷し、提出しても大丈夫ですか。

A. 問題ありません。補足等を手書きで追記いただくことも可能です。

## 申請書関係

Q. 使用印鑑届に押印する印鑑は実印ですか？

A. 自社で契約書等に押印される印鑑であれば実印でなくても構いません。

Q. 使用印鑑を複数登録できますか？

A. 使用印鑑は、1事業者につき1印鑑、ご登録いただけます。ただし、1事業者が複数の業種の登録を希望し、業種ごとに委任先が異なる場合は、1委任先につき1印鑑をご登録いただけます。枠に入りきらない場合はコピーして押印ください。

Q. 納税証明書は原本が必要ですか？

A. 写しで結構です。

Q. 決算書の写しを添付する場合は、直近何年分必要ですか？

A. 1年分で結構です。なお、決算時期の指定はありませんが、提出できる最新のものを添付してください。

Q. 会社設立間もないため必要書類に一部提出できないものがあり、どうすればよいですか？

A. 決算書等そもそも提出ができないものは省略可としますが、後日提出が可能なものは必ず提出してください。理由なく提出ができない場合は申請を差し戻す場合があります。

Q. 支店を新設して間もなく、支店での納税証明書が提出できない場合はどうすればいいですか？また来年度に支店を新設する場合はどうすればいいですか？

A. 本店での納税証明書を提出してください。また、支店を新設した際に市区町村（税関連窓口）に提出する法人設立（開設）申告書の写しも添付してください。

Q. 「資本関係・人的関係調書」について、自社・兼任先のいずれかのみで役員である場合も記載する必要がありますか？

A. 自社・兼任先の両方で役員をされている場合に記載してください。

Q. 登記簿謄本等の枚数が多く、集約コピーして添付は可能ですか？

A. A4で2ページ分の集約、両面印刷までは可とします。ただし、不明瞭とならないように注意してください。

Q. 申請書 様式1号 申請事務担当者はどのように書けばいいか、行政書士に委任していない場合はどう書けばいいですか？

A. 申請内容に疑義があった際の問い合わせ先欄なので申請作成を自社の方がされている場合は、委任先名は空欄にしていただいて構いません。行政書士等に申請事務を委任されている場合は行政書士事務所名等を記入し、申請書類を作成された行政書士事務所等の担当者名を申請事務担当者として記入してください

## 電算入力票関係

Q. 電算入力票がエクセル入力できないが、印刷して手書きしてもいいですか？

A. 可能です。コード表や入力マニュアルを参照しながら記入ください。

Q. 電算入力票業務経歴入力票の実績とありますか？どのようなものを記載すればよいですか？実績がない場合はどうすればよいですか？

A. 業務実績については、市が発注条件等を検討する際に、参考とさせていただく情報です。多岐に渡る業務を受注されているのであれば、金額の大小に関わらず受注されている業務の種類を多く書いていただけますと、発注の際に参考となります。実績がない場合は空欄で構いません。

Q. 電算入力票（役務）の⑤免許資格入力票は何を入れればよいですか？また技術者数・技術者資格入力票で、希望する業務内容応じた資格コードの技術者がいない場合はどうすればよいですか？

A. 希望する業務に関して、事業所として有する免許や資格についてご記入ください。また、特に技術者がいない場合、該当のページは白紙で提出してください。

Q. 電算入力票（物品）の⑤取扱メーカー入力票で自社が扱う品目が電気やガスのためメーカーは記載できませんがどうすればよいですか？

A. 記載できない品目等の場合は、空欄で構いません。

Q. 支店に業務を委任するが技術者数は委任先の支店にいる技術者数を記入すればいいか、会社全体の人数を記入すればいいですか？

A. 委任先の技術者数を記入してください。手書きで全国〇〇名、支店〇〇名と記入いただいても構いません。

Q. （役務）以下の①～③の資格欄はそれぞれどう記入分けしたらいいでしょうか。

①「受注希望種目等入力票」の登録・免許・資格等

②「免許資格入力票」の免許/資格

③「技術者数入力票」の資格名称

A. ①「受注希望種目等入力票」の登録・免許・資格等は業務に関する資格を記入ください。（例：労働者派遣事業、屋外広告業 ※業務に関する資格や許可をもっているのであれば記載してください。）業種によるところがありますので必ずしも埋める必要はありません。

②「免許資格入力票」の免許/資格は会社全体で持っているような免許や資格を記入してください。（例：ISO や特許の取得状況等）必ずしも埋める必要はありません。

③「技術者数入力票」の資格名称は技術者個人が保有している資格について記入してください。（例：1級建築士や不動産鑑定士）必ずしも埋める必要はありません。

Q. 業務経歴入力票が印刷すると小さくなるが問題ありませんか？

A. 問題ありません。

Q. マイクロソフトオフィス 365 で電算入力票のマクロが動きません。

A. 手書きで対応をお願いします。

Q. 警備業が令和 6 年度から許可証が交付されなくなりました。代わりに HP や店舗には標識を作成し、掲示することを義務付けられています。

A. HP のスクリーンショットか掲出している状況の写真をプリントアウトし、添付してください。

Q. 書類提出用のチェックリストはないか。

A. ありません、要項を確認いただき、漏れのないようお願いします。

Q. ホッチキス止め以外に書類一式はファイルに綴じなければいけないか。

A. 必要ありません。書類の汚損防止にクリアファイル等に入れていただけますと助かります。